

外国人住民の人にも住民票が作成されました

「住民基本台帳法の一部を改正する法律」(平成 21 年法律第 77 号)が施行されることに伴い、平成 24 年 (2012 年) 7 月 9 日 (施行日) から、外国人住民 (右記の④を参照) も住民基本台帳制度の適用対象となりました。これにより、外国人住民の人にも、お住まいの市区町村で「住民票」が作成されました。

●市民課住民記録班 (☎内線 234・237)。

④外国人住民とは、入管法上の在留資格をもって日本に中長期在留する「中長期在留者」(在留カード交付対象者。「短期滞在」の在留資格や「3 カ月」以下の在留期間を有する人などは含まれません) や特別永住者などで、印西市に住所を有する人をいいます。

住民基本台帳は、氏名、生年月日、性別、住所、世帯主との続柄などが記載された住民票を編成したもので、住民のみなさんに関する各種行政サービスの基礎となるものです。住民票の写しの交付などにより、住民のみなさんの居住関係を公証するとともに、住民のみなさんに関するさまざまな事務のために利用されています。

凡例
曜日
日時
会場
内容
対象
定員
参加費
申し込み
お問い合わせ
ホームページ
メールアドレス
その他
携帯帯電話

新たに日本へ入国する外国人の人へ

施行日以降に日本に入国し、入管法上の在留資格をもって日本に中長期在留する「中長期在留者」(在留カード交付対象者。「短期滞在」の在留資格や「3 カ月」以下の在留期間を有する人などは含まれません) の人は、市区町村に新たに住所を定めた日から 14 日以内に、在留カード (空港などで在留カードが発行されなかった人については、パスポート) を持参して、お住まいの市区町村に転入の届出を行う必要があります。

外国人住民である世帯主の人と同じ世帯の外国人住民については、世帯主と本人との続柄を証明できる文書 (本国の政府など公的機関が発行したもので、出生証明書、婚姻証明書など) が必要です。なお、世帯主との続柄を証明できる文書については、併せて日本語の翻訳文も必要ですので、ご注意ください。

※上記の内容を英語、韓国語、中国語 (簡体字・繁体字)、スペイン語、ポルトガル語で記載したご案内を総務省ホームページ「外国人住民に係る住民基本台帳制度について」に掲載しています。右記の URL をご覧ください。

【英語】(えいご)

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/pdf/english03.pdf

【韓国語】(かんこくご)

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/pdf/korean06.pdf

【中国語・簡体字】(ちゅうごくご・かんたいじ)

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/pdf/chi_kan10.pdf

【中国語・繁体字】(ちゅうごくご・はんたいじ)

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/pdf/chi_han14.pdf

【スペイン語】(すぺいんご)

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/pdf/espanol18.pdf

【ポルトガル語】(ぼるとがるご)

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/pdf/portugues23.pdf

転出・転入を予定されている外国人住民の人へ

住民基本台帳制度では、外国人住民も、別の市区町村へ引越をする際には、転出の届出をお住まいの市区町村で行うとともに、転入の届出を新たにお住まいになる市区町村で行っていただく必要があります。

外国人住民である世帯主の人と同じ世帯の外国人住民については、世帯主と本人との続柄を証明できる文書 (本国の政府など公的機関が発行したもので、出生証明書、婚姻証明書など) が必要です。なお、世帯主との続柄を証明できる文書については、併せて日本語の翻訳文も必要ですので、ご注意ください。

※上記の内容を英語、韓国語、中国語 (簡体字・繁体字)、スペイン語、ポルトガル語で記載したご案内を総務省ホームページ「外国人住民に係る住民基本台帳制度について」に掲載しています。右記の URL をご覧ください。

【英語】(えいご)

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/pdf/english04.pdf

【韓国語】(かんこくご)

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/pdf/korean07.pdf

【中国語・簡体字】(ちゅうごくご・かんたいじ)

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/pdf/chi_kan11.pdf

【中国語・繁体字】(ちゅうごくご・はんたいじ)

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/pdf/chi_han15.pdf

【スペイン語】(すぺいんご)

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/pdf/espanol19.pdf

【ポルトガル語】(ぼるとがるご)

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/pdf/portugues24.pdf

●ご注意ください

- 転出の届出の際、市区町村から「転出証明書」が交付されます。新しい市区町村へ転入する際、住所を定めてから 14 日以内に「転出証明書」を持参して転入の届出を行うことになります。
- 同一の市区町村内で住所を変更した際には、お住まいの市区町村に転居の届出を行う必要があります。
- 日本を出国して海外で暮らす場合は、原則、お住まいの市区町村での転出の届出が必要になります。

●山行苗木価格表●

樹種	苗齢	規格			価格 (消費税込み)
		号数	苗高	根本径	
スギ(実)	2年生	1	35 cm	7.0 mm	105 円
		3	45 cm	9.0 mm	120 円
スギ(実)	3年生	1	60 cm	12.0 mm	140 円
		3	45 cm	9.0 mm	120 円
ヒノキ	2年生	1	35 cm	3.0 mm	105 円
		3	45 cm	7.0 mm	120 円
ヒノキ	3年生	1	60 cm	9.0 mm	140 円
		3	45 cm	7.0 mm	120 円
クロマツ	2年生	2	35 cm	8.0 mm	95 円
		3	30 cm	7.0 mm	90 円
クロマツ	3年生	2	35 cm	8.0 mm	95 円
		3	30 cm	7.0 mm	90 円
アカマツ	2年生	3	25 cm	6.0 mm	85 円
アカマツ	3年生	2	35 cm	8.0 mm	95 円
アカマツ	3年生	3	30 cm	7.0 mm	90 円
ケヤキ	-	-	120 ~ 150 cm	-	315 円
ナラ	-	-	120 cm位	-	260 円
クヌギ	-	-	120 cm位	-	260 円
エンジュ	-	-	120 cm位	-	315 円

春植え用山行苗木をあっせん
左表のとおり千葉県森林組合より苗木のあっせん依頼がありました。購入希望者は、1 月 25 日(金)までに農政課まで、電話で申し込みください。

●納品予定日：3 月中旬以降になります。納品日が決定次第、申し込みください。

●注意事項：価格は一本単位の金額ですが、取りまとの都合上、25 本単位で申し込みをお願いします。

●農政課農政班 (☎内線 372)。

そのほか

総務省ホームページに「外国人住民に係る住民基本台帳制度について」が掲載されています。詳しくは、下記 URL をご覧ください。

【英語】(えいご)

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu_english.html

【韓国語】(かんこくご)

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu_korean.html

【中国語・簡体字】(ちゅうごくご・かんたいじ)

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu_chi_kan.html

【中国語・繁体字】(ちゅうごくご・はんたいじ)

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu_chi_han.html

【スペイン語】(すぺいんご)

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu_espanol.html

【ポルトガル語】(ぼるとがるご)

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu_portugues.html

●総務省コールセンター●

- 外国人住民に関する住民基本台帳制度について電話の問い合わせに対応。
- ①電話番号…0570 - 066 - 630 (ナビダイヤル)、03-6301-1337 (IP 電話、PHS からの通話の場合)。
 - ②受付時間…午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分。
 - ③開設期間…平成 25 年 3 月 29 日(金)～平成 25 年 3 月 29 日(土)・日曜日、祝日・年末年始を除く。
 - ④対応言語…日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語の 6 言語。